

2009年1月22日

2:46

前回話したのはゲラシウス理論というのを話した。これで謳われていた教皇権と皇帝権の並立、そしてそれらによるこの世の統治の実現をローマ教皇がゲルマンの一部族であるフランク族のカルルという人物をローマ教皇がローマ皇帝に任じた。そのことの中に我々は皇帝権と教皇権の並立とそれに基づく現世の統治の実現を確認した。そしてこれが800年だが、このできごとから皇帝権と教皇権の共同に立脚する中世ヨーロッパ世界が始まった。そう確認した。そしてこのような新しい世界が始まるに際して、皇帝側と教皇側それぞれの思惑があり、それが一致した。しかし、教皇側と皇帝側の思惑の他に、今回の共同を促す理論がなかったわけではない。特に教皇側の思惑を助長した理論、それをコンスタンティヌスの寄進状というテキストに見いだした。

I フランク王国の台頭と西ローマ帝国の「再生」(つづき)

A 教皇側のもうひとつの理論的道具:「コンスタンティヌスの寄進状」

・ テキストの政治思想的意図

- a 帝権の正当性は教皇の承認にもとづく(教皇が取り上げることも可)
- b 教皇が責任をもつ西欧世界(対ビザンツ帝国意識)

そのコンスタンティヌスの寄進状というテキストだが、これはどういうテキストなのか。313年に時のローマ皇帝であるコンスタンティヌスは、それまでのローマ帝国のキリスト教徒迫害政策を一転させる。それでキリスト教の公認に踏み切った。コンスタンティヌスの寄進状とはその経緯が述べられているテキストである。光仁に踏み切ったときに、コンスタンティヌスは自分自身の所行を恥じた。そして時のローマ教皇であるシルベステル一世に懺悔した。しかも単に懺悔したということにとどまらず、皇帝コンスタンティヌスに懺悔だけでなくローマ周辺のイタリア半島の地域を教皇に献上する。そして今後はこの土地を教皇様の自由に扱って欲しいということで、教皇領としてローマとその周辺の土地を利用してくださいと申し出た。しかも、コンスタンティヌスは教皇に、自分が被っていた冠をも差し出した。そして今後はローマ教皇が皇帝として働いてくださいと言った。問題はこれに対するローマ教皇側の反応であるが、教皇シルベステル一世はローマ皇帝の冠なんか受けとれないと断った。しかしそれでもコンスタンティヌスは聞かずにどうしても受け取ってほしいと言った。困り果てたローマ教皇は一度皇帝の冠をかむり、それを改めてコンスタンティヌスに授けた。つまり、ひとまず皇帝が教皇に、貴方が皇帝になってほしいと言い出した。それを教皇は一度パフォーマンスの上で受け入れる。そしてその上でやはり世俗のことはお前に任せるよということで教皇は改めて冠を皇帝に返すのである。こうして一件落着いてコンスタンティヌスはその後、教皇が座しているローマの町を去る。そしてトルコのコンスタンティノープルに海を渡って移っていった。そしてその町で新たに都を立てて東ローマ帝国を作った。

このテキストが帰結させようとしていることを考えておきたい。二点ほどある。

まず第一点。今話したストーリーからもわかるが、ローマ教皇はローマ皇帝から皇帝という世俗政治の最高権力をひとたびは委ねられたのである。しかし、教皇シルベステルはそれを固辞して、採取的にはコンスタンティヌスにこの皇帝権を返した。つまりここから伺えることは、コンスタンティヌス以来、ローマ皇帝というのはその権力を他ならぬ教皇の好意、恵みによって与えられている存在だ。ローマ皇帝の権力、その自立性があるのか、このテキストを読む限りないように感じる。ローマ皇帝の権力、世俗の権力はあくまで教皇の恵み、好意によって認められている限り正当性を持つものなのだというストーリーがここにあるのである。これを逆に言うと、ひとたび教皇が皇帝を好意に値しないと判断したら、いつでも教皇はこ皇帝から権力の正当性を取り返すことが出来るということだ。

もう一点のポイントは、コンスタンティヌスはローマの町とその周辺地域を教皇に寄進した。そして自らはトルコの方へ言ったという話だった。となるといまや旧西ローマ帝国領内で最高の権能を行使できるのはローマの町に住む教皇だけである。コンスタンティヌスがトルコに移って以降、旧西ローマ帝国において最高の県央を行使できるのは教皇だけだ。こういうメッセージをこのテキストは発信している。言い換えると、少なくとも西ヨーロッパ世界に関わることは、教皇の責任の下にある。これに関しては東ローマ帝国の皇帝であっても口出しできない。教皇の優先権を認めなくてははいけない。旧西ローマ帝国等のはその意味で教皇が管理

監督する自律性を持った世界なのだというメッセージが寄進状には込められている。

そしてこういうテキストからインスピレーションを得て、先週やったように、紀元800年、時のローマ教皇レオ三世がローマの町において、それまではフランク国王に過ぎなかったカールにローマ皇帝の冠を授けることが出来たのである。単なる冠ではない、この地上における最高の政治権力者、つまり皇帝の冠を授けた。こうして西ローマ帝国の復興というものが、寄進状からも正当性を帯びるものとして人々に理解される。最後に、コンスタンティヌスの寄進状というテキストは嘘である。ねつ造されたものである。

ではその後の話。800年に西ローマ帝国が復興した。皇帝側の思惑、教皇側の思惑、そしてそれをアシストするようなテキストもあった。そして復興した西ローマ帝国は曲がりなりにも一定期間維持された。これはひとえにカール大帝の個人的資質に拠るところが大きかった。けれども裏返していうと、この帝国はカール大帝が死んでしまうと一気に弱体化する運命が課せられていた。

Ⅱ グレゴリウス改革前史——中世(神聖ローマ)皇帝権の確立

A 復興した西ローマ帝国とその崩壊(843年、ヴェルダン条約～911年、カロリング家断絶)

B 962年、ザクセン家のオットー(1世; Otto; 912-973)によるドイツ(=神聖ローマ)帝国成立

C ザクセン朝の統治策：帝国教会政策

1 背景：カール以来の伝統(皇帝教皇主義+私有教会制)

2 オットー、高位聖職者(司教&修道院長)の人事権(叙任権)を掌握

・ 見返り：高位聖職者たちに裁判権・課税権・貨幣鑄造権などを承認。

→ 高位聖職者が地方権力者化

3 帝権側の動機

a 教会は、部族の枠を越えた統一的勢力

b 世襲化の恐れがない

c 聖職者の読み書き能力

D 帝国教会政策の問題

1 聖職者の墮落(聖職売買/聖職者の妻帯)

2 教会改革の訴え

a 当初は皇帝側が → 後に教会側からの自浄意識の高まり

b 教会側の問題設定：諸悪の根源は、俗人による宗教的事柄への介入

その際に、フランク族に独特な同族の形式が大きな影響を及ぼしていた。つまりフランク族においてはカールに生まれた男の子全てに相続権が認められた。結果男の子の数だけ帝国は細分化されることになった。そしてその結果が、843年のヴェルダン条約に結びつくわけである。そして、843年のヴェルダン条約によって東・西・中のフランク王国に西ヨーロッパ世界が分断されるのである。そして東フランク王国、西フランク王国、中フランク王国というのが今の独・仏・英の領域の母体となっている。

そういう形でどんどんカールの帝国が細分化されていった。家柄自体も落ち目になっていった。911年、カールを排出していたカロリング家が断絶することになった。ところが、962年に、いよいよ改めて分断とフランクの弱体化に対する揺れ戻しが起こってくる。この時に、東フランクの国王であるオットーが時のローマ教皇によって戴冠される。改めて皇帝としての冠をオットーが受けることになった。そしてこれを以て神聖ローマ帝国といわれる政治的ユニットが確立したと言われる。もちろん神聖ローマ帝国といっても実態はドイツ帝国である。

このオットー以後、ザクセン家による神聖ローマ帝国の統治はなかなか興味深いものがあった。このザクセン朝のドイツ帝国の統治の仕方についてだが、その特徴はローマカトリック教会の組織をドイツ帝国を治めるに当たってフルに活用したのである。これがザクセン家によるドイツ帝国の統治の大きな特徴である。ドイツ帝国という世俗の国家を治めるに際してキリスト教会が利用される。これはどういう内容のものだったのか。まずカロリング時代以来の教会のあり方が関係する。つまりカール大帝以来、世俗の権力者が教会の問題に関与することが公式的にはともかく、事実としては認められていたということがまずこの背景の一点目として指摘できる。つまり、東ローマ的な皇帝教皇主義、それを西ヨーロッパ世界は当時公式には否定していたが現実としては認めていたのである。グラシウス初め、歴代のローマ教皇は一生懸命自分の権威が皇帝の権力と同等だと主張していた。皇帝側もそういう発言をひとまずは聞き入れていた。けれども、もし法律的な問題解決というものが目的であるならば、その時点で現実的な力を有している側が問題解決を図っ

たっていいじゃないか。そしてこの時点で現実的な力を有しているのは皇帝である。なので皇帝が教会の問題に口出して何が悪いという言い分が事実としてはまかり通っていた。第二に私有教会制、つまりドイツの地方の政治権力者達は自分の領内においてポケットマネーで教会堂を建てる。これが当たり前と思われていた。こういうことも関係してくる。地方の政治権力者に過ぎない諸侯がポケットマネーで教会を建て、そこに働く聖職者に給料を出す。そうしてそんなことをしたのか。やはり自分の領民が自分に対して反抗的な態度をとられては困る。キリスト教は人々に平和や愛を教える宗教らしい、だとするとそういう宗教が人々に広まれば人々の心が穏やかになる。反抗する気を起こさなくなるのではないか。一言で言うと、人身の安寧をねらって当時ドイツの地方権力者達は自分のポケットマネーで教会堂を建てて聖職者を雇っていた。これが一般的であった。もちろん地方権力者達は当然自分の意に合う聖職者を雇うことになるのだが、このことが後で大きな問題となっていく。

こういった背景、カロリング期以来の伝統に則って、この度皇帝の冠を授けられたオットーも、まず高位聖職者達の人事権を手中に収めようとした。そして聖職者達の忠誠心を自分に向けさせようとした。皇帝が各地の高位聖職者の人事権を握るということは、つまり高位聖職者達が地理的には身近にいる諸侯達に対して従属関係にあったのを分断するということの意味した。皇帝が直接各地の聖職者に対して支配権を行使することを意味するので、結果、それまであった地方の権力者と地方の教会との結びつきが切れることになったのだ。地方権力者よりも皇帝に忠誠を誓いなさいと言うことを言ったのだ。もちろん今までとは異なることを聖職者達は求められているのだ。何よりも昨日まで色々便宜を図ってくれた地方権力者達が目の前にいるので、諸侯が怒り出すのではないかと恐れていた。当然飴と鞭という飴を皇帝は用意していた。皇帝は高位聖職者達に裁判権や課税権、貨幣鑄造権を認めるから地方の領主よりも皇帝に忠誠を向けるように迫った。また築城権も認めると言った。結果こうなると、相対的に聖職者達の力が増してくる。結果としてそれまでの地方権力者以上に地方の教会のほうが増してくるようになった。つまり、地方の教会の聖職者に言わせれば、今やすぐ近くにいる諸侯達を意識しなくても一定の自律性を享受できるようになっていった。とすると今回の皇帝からの申し出を断る理由はないわけである。

このようにしてオットーはまず教会の人事権を握ることから初め、聖職者にずいぶん便宜を図っていき、かなり接近することになったが、何故オットーは聖職者に目を付けたのか。なぜ帝国の統治に利用しようと考えたのか。三つ指摘できる。まずキリスト教会というのはゲルマンの諸部族といった垣根を越える全国にまたがるネットワークであった。ドイツは伝統的に中央権力が弱いので、結果慢性的に諸部族による群雄割拠の状況にあった。このような状態の国を治めなければならない。だからこそ部族の垣根を越える制度や機構があれば利用したいと考えるはずだ。そこでヨーロッパ全体にまたがるネットワークを持っていたカトリック教会の組織を何とか利用したいと考えるわけである。

その裏面だが、どうして地方の権力者達はそれまで押さえ込んでいた聖職者の忠誠心が皇帝に向かうことを放置したのか。これはもちろん面白いわけだが、そうはいってられない事情があったのだ。実はこの頃ヨーロッパ世界はバイキング、ノルマン人達がデンマークの方から攻めてきて非常に混乱している時代でもあった。そして東からは騎馬民族も攻めてくるし、その点で言えば当時ヨーロッパは安全保障的に混乱している時代であった。なのでゲルマンの諸部族も面白いのは確かだが、強力な防衛網をドイツに築くためにはドイツ皇帝に権力を集中させるのもやむを得ないということで、今回の聖職者の忠誠心が皇帝に収斂されていくのを黙認していた。

第二に、キリスト教の、特にローマカトリック教会の聖職者は独身が義務づけられている。ってことは、世襲化する恐れがないわけである。このことが大きな理由になっている。確かに今や地方の教会はオットーの施策によって自律性を持つようになった。そして地方権力者にもなりつつあった。本来これは中央の皇帝にしてみれば面白い話のはずなのだが、彼らの権力基盤は一代限りなのだ。なので世襲化する恐れがないので、彼らを地方権力者にするのは非常に使い勝手のあるアイデアだったのだ。

第三に、聖職者というのは当時効率的な行政を遂行できる能力を持っていた。一言で言うと聖職者達は当時あってはまだまだ希少価値である読み書き能力があったのだ。つまり効率的な合理的な行政、文書行政というものを聖職者達は当時唯一担い得たわけだ。

このようにしてザクセン朝の皇帝は国家統治に当たってキリスト教会、特にそこで働く聖職者達を、特に地方を治める際にフル活用していった。そしてそれが帝国教会政策という統治のアイデアなのだ。

当時あってはドイツ帝国の特に地方を統治するに際して教会と聖職者を利用する、なかなか斬新であり合理的な発想であった。しかし、やはり大きな危険を伴うアイデアでもあったのだ。本来の意味で聖職者に

ふさわしくない人物がたまたま皇帝のお気に入りだった、世俗の行政能力に秀でていた、これだけの理由で本来聖職者らしからぬ人物が聖職者ヒエラルキーの中で高い身分につくことが多くなったのだ。結果、教会の墮落、聖職者の墮落というものが大きな問題として浮上してきた。聖職者の墮落としては二つ大きなものがある、一つが聖職売買である。要するに別に難しい宗教の修行を積まなくても単に能力があるだけでぼんぼんと高い身分に付けるので、別に修行なんていない。まさに物品を売り買いするように聖職者の地位が市場で流れるようになった。もう一つは聖職者の妻帯である。

こういった墮落に対して当然教会を改革しなければならない。教会改革の必要性を訴える声が高まってくる。ただ、面白いのは、このたびの教会改革に最初に取り組んだのは教会の側ではなく、世俗の側、つまり皇帝の側が改革に乗り出したことである。なぜ世俗権力の側が先に教会改革に先に乗り出したのか。この10世紀、11世紀はまだまだ世俗の為政者が宗教の事柄に介入して改善を図ることは自明のことと目されていた。まずこれが一つ。しかしもう一つこれもいえるのではないか。皇帝サイドに立つならば、聖職者が仮に宗教的に墮落をしても、彼らが自分に忠誠を誓っている限りにおいては咎める筋合いはないわけだ。にもかかわらず皇帝が教会改革に乗り出すということは、つまりこのころの教会と聖職者は世俗の権力者の側のコスト計算に照らし合わせてもうデメリットを放置できないくらい墮落していたということである。つまり、聖職者が墮落して人々の信頼を失うということは、その聖職者を任命した政治家の姿勢が疑問視されることを意味していた。そういう危機感を抱くほど当時の聖職者達は墮落していたといえる。

けれども、やはり教会の問題に世俗の権力者が率先して改革を進めるのはやはりおかしいだろうという意識も徐々に高まってきた。なによりも今回の誤りは、そもそも世俗の権力者が自分の都合の良い聖職者を雇っていることに問題の根があるのではないかという意識も高まってきた。いわゆる教会の側の自浄意識がやっと出てくることになった。その際自浄意識を促したのは、諸悪の根源はそもそも世俗の権力者である神聖ローマ皇帝が聖職者を任命していることにあり、世俗が宗教に介入していることがそもそも誤りの元なのだという動機が協会内で高まっていよいよ教会の側からの改革が始まることになる。

そしてこの教会の側からの改革機運の高まりを受けて登場することになったのが、グレゴリウス7世という教皇である。

Ⅲ 教皇グレゴリウス7世 (Gregorius VII; 在 1073-1085) の登場

A グレゴリウスの登場

- 1 基本姿勢：世俗権力からのカトリック「教会の自由」を目指す。
 - ⇒ 叙任権を俗人が握っていることを一掃
- 2 戦術
 - a 教皇主導の教会改革
 - ・ 教会の権威と教皇の権威との同一視 (1075 Dictatus Papae)
 - 「ペトロの代理人」の首位権 (全ての靈魂に責任を持つ教皇)
 - b 民衆の宗教的熱心さを動員

B 実践：「聖職者から妻を・俗人から叙任権を取り上げる」

- ・ 「聖職者から……」 → 妻帯聖職者のミサを無効とする。

協会内の自浄意識の高まりを受けて登場したグレゴリウス7世だが、まず教会改革という彼に与えられた課題に対してどのような基本姿勢をとったのかをみる。グレゴリウス7世は今教会に改革を促しているという諸悪の根源を一言で、世俗権力の教会に対する介入に諸悪の根源を求めた。もう少し具体的にいうと、世俗権力が聖職者の人事権に介入していることが諸悪の根源だと問題を設定した。それ故に今回の改革は、世俗権力からのローマカトリック教会の自由を実現することが今回の改革なのだと見識に立って改革を進めようとした。

ではこういう基本姿勢に立って改革を実行する際にグレゴリウス7世が採用する戦術はどのようなものだったのか。大きく分けて二つある。

一つめは、今回の改革をグレゴリウス7世は徹底的に教皇主導で行う。これを第一の戦術として採用した。これは実は1075年にグレゴリウス7世は一つの覚え書きを作成している。これは27箇条からなる命題集である。グレゴリウス7世の改革プランが書かれているので注目に値するわけ。どういうことをいっているのかというと、教皇のみが正しくも普遍的なユニバーサルと呼ばれるべき存在だと謳われた。また、教皇だけが他の聖職者達を配備できると謳っていた。別の命題では教皇のみが皇帝を配備できる。こういったことも書

いてあった。一言で言うと、グレゴリウス7世はカトリック教会の権威を教皇の権威と＝で結んでいるのである。しかもこういう議論をグレゴリウス7世はローマ教皇の首位権で裏付けていくことになる。具体的には、ローマ教皇の権威は、教皇という存在がペトロの代理人であることに立脚するんだということである。そしてグレゴリウス7世は続けて、教皇のみがキリストからペトロに委ねられた責任、つまりキリスト教徒を管理する責任を引き受けているという主張につなげていった。これはつまり、今日教皇は全ての人の靈魂の問題に責任を負っているのだということ。どうしてペトロの代理人だと名乗ることが全ての人の魂に責任を有するという議論に繋がるのかというと、ペトロはキリストの弟子の一人である。イエスにかわいがられていた。ペトロは一番弟子だったが、最後はイタリアのローマの町で殉教した。ペトロは他の11人の弟子とは格が違うのだ。一番弟子なのだ。そしてその一番弟子の名残の地がローマの町だ。なので、ローマ教皇というのはペトロの後継者、代理人であるといえるのだ。そういう解釈をグレゴリウス7世は特に今回の解釈において強調したのである。で、各司教は、自分が持っている管轄領域の人々の魂の問題に責任を持っている。ところがローマ司教、教皇の管轄はローマの町だけではなく、全世界の人々の魂の問題に責任を持つのがローマ教皇だ。こういう主張をグレゴリウス7世はして、俺より低い司教達は聞かれないということをアピールした。そしてグレゴリウス7世の人の魂に関する管理監督権は最終的には世俗の為政者にも及ぶことになるわけである。ではどうして世俗の為政者に対してローマ教皇が口出しできるのか。為政者と言っても彼らが罪を犯して地獄に堕ちるかもしれない、このことをペトロの代理人である教皇は黙って見ているわけにはいかない。だからこそ皇帝にも口出しするぞという議論になるのである。

第二は、それでも既得権益にしがみつこうとする腐敗した聖職者に対しては民衆の側の宗教的な熱心さを煽って彼らを追放していく。この頃高まりつつあった民衆の純粋な宗教を求める思いを動員することによって既得権益にしがみつく腐敗した聖職者を一掃した。これが二番目の戦術だった。

こういう基本姿勢、手段・戦術を揃えた上でいよいよグレゴリウス7世は改革実践に乗り出していく。後代の歴史家はこの時のグレゴリウス7世の改革を一言で「聖職者から妻を、俗人から叙任権を取り上げる」改革運動だと言い習わしている。「聖職者から妻を、俗人(世俗の権力者)から叙任権を取り上げる」というスローガンでイメージすることの出来る改革運動だが、まずこのスローガンの前半「聖職者から妻を取り上げる」というのは、当然グレゴリウス7世は腐敗した聖職者に対して女性と縁を切るようにいうのだが、やはりそう簡単に聞くような人はいなかった。やはり色んな理由を付けて相変わらず墮落した生活に浸っていたと考ええる聖職者もたくさんいた。こういう抵抗勢力に直面したときにグレゴリウス7世はどのような戦術をとったか。グレゴリウス7世は、妻帯聖職者が行うミサは無効である、という宣言をした。そしてこういうヤツが行っているミサに関わってはいけないと民衆に語りかけた。妻のいる聖職者は聖職者の名に値しない。汚れた手によって行われる宗教儀式は無効なのだとう論理で民衆を煽った。

けれども、実はこの時グレゴリウス7世が採用したロジックは極めてリスクな議論であった。詳しくは次回でやるが、一言キーワードをいうと、あのアウグスティヌスが直面したドナトゥス主義を思い出してほしい。教会を改革したい、清めたいというグレゴリウス7世の志はあつぱれだ。しかし、そのとき使っているロジックは非常にリスクで、実はこれを用いたが為に一方で改革は大成功するのだが、その一方でこれが強化維持真意跳ね返ってくることになるのである。

スローガンの後半「俗人から叙任権を取り上げる」における、俗人はもちろん世俗の権力者を意識していることはいうまでもない。世俗の権力者もそう簡単に叙任権を教皇に戻すわけがなく、だからこそグレゴリウス7世の改革は別名叙任権闘争と言われることになる。その詳しい話は次回。